

昭和44年11月15日第3種郵便物認可 毎月1回25日発行1部200円

# SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

号外  
2010・8・30

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
TEL 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

被害者はあなた  
～司法修習生「給与貸し出し」がやってくる!～



給費制の維持を求め仙台市をパレード (2010年7月3日 給費制仙台集会)

E-mail [bengaku@seihokyo.jp](mailto:bengaku@seihokyo.jp)

## ◆◆ 本冊子の要旨 ◆◆

- 2010年11月から司法修習生の給与の支給制度（給費制度）が廃止され、生活費の必要な司法修習生には国がお金を貸与する制度が始まる。私たちは、この制度に反対であり、給費制度を存続すべきと考える。
- 給費制度は、法律家の公的使命を十分に理解・習得するという司法修習の目的達成のために、司法修習生には修習専念義務が課されて他業を禁じられている代わりに一定の収入を保障するものである。
- 今般給費制度が廃止される理由は、修習専念義務は存続するものの、司法制度改革にともない、法科大学院制度や裁判員制度などの制度がスタートし、それにともない費用がかかり、合理化するところがないと国民の理解が得られないとして、司法修習生の給費制度が選ばれたというものである。
- しかし、修習専念義務は存続するのに、給与は支給しないというのでは国が司法修習生にただ働きをさせることになる。
- 司法修習生の給費制度としてかかる費用は、71億円と試算されるが、この費用は裁判所全体の予算の2%程度に過ぎず、法律上根拠のない米軍への「思いやり予算」の4%を振り替えるだけでまかなえる程度の費用であって、「合理化」の効果は極めて小さい。
- そもそも、司法修習生の給費制度を廃止すべきとの「国民の声」は存在しない。司法改革によって裁判所に関する費用がかかり予算の見直しが必要だというのなら、国費全体の見直しを通じて合理化を検討すべきである。
- 給費制度の廃止によって、司法修習生は法律家としての公的な使命を伝えられる道の一つ奪われ、多額の借財を家族共々背負わされることになり、法律家になった際には公的な仕事に対する優先順位が下がることになりかねない。給費を受けられない当の司法修習生にとってはもちろん、国民も被害を受けることになる。

## はじめに～「被害者はあなた」

裁判官、検察官、弁護士のいわゆる「実務法曹三者」は、司法試験合格後、その任に就く前に、司法修習という段階を経なければなりません。この司法修習生は、これまで、国家公務員ということで給与を国から支給されてきました。月額平均で25万円程度のお金です。この制度を「給費制」といいます。

2010年11月から、この給費制を廃止し、司法修習生が希望する場合に、月額給与相当のお金を国が司法修習生に貸し出す「貸与制」が始まろうとしています。これは2004年の裁判所法の改正によって、決定している事項です（「資料」参照）。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、法科大学院と法曹養成の問題について、かねてから関心を寄せてきました。そして、国民の皆さんにこうした問題について知ってもらうべく、「ロースクール問題とはなにか」「ロースクール問題とはなにか 2」といったパンフレットを刊行し、警鐘を鳴らしてきました。

こうした取り組みの一環として、私たちは今回、給費制廃止の問題点を指摘する冊子を作成することにしました。私たちは、「貸与制」に反対し、「給費制」を復活させるよう、裁判所法を改正すべきであると考えています。この冊子は、私たちがなぜそう考えるのかについてまとめたものです。

私たちは、この冊子を何より、これから私たち法律家の後輩になろうとしている、司法試験受験生、法科大学院生、法律家をめざそうとしている人に読んでもらいたいと考えています。「貸与制」によって多額の借財を背負わされ、また、そのことへの懸念から法律家になること自体を諦めてしまうことになるのは皆さんののです。

「そうは言っても、『貸与制』は仕方がないことではないか。決まったことではないか」そんな悲しいことは言わないで下さい。私たち法律家は、権利の喪失に反対し、また新たな権利の獲得のために尽力し、世の中で強い権力を握っている人たちの言うことが本当かを疑い、これを検証するのが仕事です。皆さん自身の問題についても、検証を抜きに仕方がないと諦めるのは早計だと考えています。そして、皆さん自身も、私たちのあとを継いで、社会のためによりよい仕事をしてもらうために、今できることを一緒に考えてもらいたいのです。

また、私たちは、この冊子を、たくさんの国民の皆さんにも読んでいただきたいと考えています。貸与制となるのは、国民の皆さんの意思である、というのが国の説明です。それは本当に皆さんの意思なのでしょうか？ 皆さんは、この冊子に書いたような情報にふれたことがありますか？

国民のために仕事をする法律家が少なくなれば、結局その被害は、国民自身にかえってきます。国民の皆さんにも、今一度、立ち止まって考えてほしいのです。

私たちは、この冊子の内容を、これから法律家になろうとしている皆さんをはじめとした、多くの国民が知るとき、貸与制ではなく給費制の存続こそが必要だ、というのが多くの人の意見になるものと確信します。

## 1、給費制の意義

### (1) 法律家の使命はなにか

法律家、とりわけ実務法曹三者の使命は何でしょうか。

日本弁護士連合会は、そのことを公的使命と表現しています。どういうことかと申しますと、裁判官や検察官といった公務員の身分をもつ者は当然、弁護士も、弁護士法1条1項において「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」とされ、同条2項で「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」とされて、公益をはかるべき存在であることが法律上明記されています。そして、この弁護士法に則り、各弁護士会は人権擁護委員会や各種委員会をもうけ公益活動を推進しています。こうした精神があればこそ、弁護士は、経済的にはおおよそペイしないが世論の支持を得るときには政策を動かす集団訴訟やえん罪事件に意欲的に取り組んでいます。

つまり、実務法曹三者は、個別の人や企業の利害得失に邁進するのではなく、国民全体、社会全体の権利の実現の観点、とりわけ基本的人権の擁護のために働くことが期待されている存在、ということがいえます。

## (2) なぜ司法修習というシステムが取られているのか

① この実務法曹三者の養成としては、わが国では、司法修習という制度が設けられています。これは、司法修習生を最高裁判所が任命することとし（裁判所法66条1項）、さらに修習期間中は最高裁判所の監督下におかれる（同法67条3項、司法修習生に関する規則）とした上で、司法修習を終了した者が、裁判官、検察官に任官でき、または弁護士登録できるという制度です。

この司法修習制度が設けられている理由としては、「法曹一元」ということが言われます。

法曹一元制度は、市民社会の中で培われた健全な良識と人権感覚をもつ弁護士を中心とする法律家の中から裁判官を選任する制度です。法曹一元制度の採用によって、裁判官を官僚的な司法行政から解放し、国民の期待する司法、市民による市民のための司法を確立することが期待できます。法曹一元制度の実現は、戦前・戦後を通じてわが国の弁護士と弁護士会が求めてきた司法制度改革の柱です。

わが国では、弁護士経験者が裁判官になる例はどちらかというとなら少数ですが、実務法律家になるための第一歩である司法修習の段階で、将来裁判官、検察官、弁護士になる者がともに法曹の倫理や実務を学ぶため、司法修習が市民社会の良識を学ぶことに寄与するものとなっているのです。

② この司法修習は、かつては2年間の修習期間が設けられていましたが、その後1年半、1年4カ月と短縮され、現在は1年間の期間を設けることとなっています。

この期間、司法修習生は、全国に分散して、裁判所、検察庁、弁護士会の仕事を实地に学び、先輩からオンザジョブトレーニングの研修を受けながら、司法研修所の統括する集合修習に参加して実務に参加するための基礎的、実務的な理論やノウハウを学びます。

## (3) 給費制が採用されてきた理由

こうした司法修習が行われる際、これまでなぜ、「給費制」のもと司法修習生に月額給与が支給されてきたのでしょうか。

この点については、給費制廃止を決めた第161回国会の2004年12月1日の参議院法務委員会で、山崎潮内閣官房審議官（当時、元司法制度改革推進本部事務局長。以下、「山崎審

議官」といいます)が、「法曹の職務の重要性にかんがみまして、司法修習生が生活の基盤を確保して修習に専念することができるようにして、その修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたというふうに理解をしております」と答えています。

これは、前記の法律家の使命を十分に理解・習得するための期間として司法修習があり、かかる修習の目的達成のために、司法修習生には修習専念義務が課されているため(裁判所法67条3項、司法修習生に関する規則2条参照)、司法修習生は原則として収入を得る道がない、そこで、他業を禁ずる代わりに一定の収入を保障する必要がある、という意味なのだと考えられます。

私たちは、この説明それ自身は、非常に合理的な説明だと考えています。

#### (4) 給費制がなくなると修習専念義務はなくなるのか

ところで、今般給費制が廃止され、貸与制が実施されることにより、給費制がなくなるのだから、司法修習生には修習専念義務がなくなるのかといえば、そうではありません。修習専念義務は依然として残ったままです。

修習専念義務は、むしろ、2004年の裁判所法改正によって給費制が廃止される際、条文としては新設されたのです。

この点については、前記引用の参議院法務委員会で、山崎審議官が、

「(修習専念義務は) 給与を支給しておりますので、その給与を支給するというそういう解釈から当然に導かれるものとしてあえて規定をしていないと、こういうことでございます」と説明しています。

では、給費制がなくなるのにわざわざ法律に明記してまで、修習専念義務を司法修習生に課するのはなぜか。

山崎審議官は言います。

「(修習専念義務は) **そもそもその法律家、将来公の仕事をするわけでございますので、そこで十分なその倫理観とそれから実務的能力、これを備えて巣立って行ってほしいというところから元々**は出るわけでございます。で、**そこが変わるわけではないということ**でございます。法文上は不明確になるからそれは手当てをしたと、こういうことでございませぬ」と答弁しています(傍点は引用者)。

つまり、修習専念義務は「将来公の仕事をするわけでございますので、そこで十分なそ

の倫理観とそれから実務的能力、これを備えて巣立って行ってほしいというところから元々は出る」ものだから、給費制がなくなっても存続し続ける、という説明です。

それ自体は、法律家の仕事が公のものであると述べている点で大切な意義を語っていると思われます。

しかし、司法修習生に修習に専念させ、他業を営んだりすることを禁ずるということは、その意義自体は大切であっても、結果的には、修習期間、一切無収入であれと言っているのと同じです。にもかかわらず、その期間、収入がないことに対してなんの保障もしないということは、国が修習生に対してただ働きを求めるものです。

国がただ働きを求める、ということ自体、あってよいことなのでしょうか。このこと自体に、私たちは大きな疑問を感じます。

## 2、今回給費制を貸与制に切り替える理由は何か

それでも、貸与制にすることには、いったいどんな理由があるというのでしょうか。これにはやむを得ない理由があるから仕方がないということになるのか、そのことに対する検討に進みましょう。

### (1) 貸与制の内容

まずは、今回実施されようとしている、貸与制度自体の内容を確認しておきましょう。

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（最高裁判所）

- 貸与額

月額23万円が基本（18万円から28万円と幅がある）⇒ 総額276万円  
諸手当なし。共済組合への加入資格なし。

- 保証人

自然人二人または最高裁判所の指定する金融機関が保証人として必要。

- 返還期限・方法

修習期間終了後5年間の据置期間の後、10年間の年賦均等返還。無利子。

- 延滞した場合

延滞利息が14.5%となり、「強制執行を受けたとき」や「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき」などには全額一括返済の義務を負うこととなっている。

## (2) 理由は何か

では、給費制が廃止され、貸与制が実施されるにあたって、その理由とされたのはどのようなことでしょうか。

この点について、先の山崎審議官は、次のように答弁しています。

「新しい法曹養成制度といたしまして3000人体制を作り上げていくということでございます。

質を落とさないで量を増やしていく、そのためにどうするかということで、新しい司法、法曹養成制度として法科大学院、それから新司法試験、新修習、こういうプロセスで教育をしていこうと、こういう計画をしたわけでございます。

順次これができているわけでございますが、法科大学院、これ一つ取っても大変費用がかかるわけでございます。現実に相当の予算措置をしていただいております。それ以外にも裁判員制度あるいは司法ネット、こういうものについてもそれ相応の費用がかかっていくと。これを、すべて国民の負担になるわけでございまして、税金でお願いをするわけでございます。



司法修習生の給費制維持を求める院内集会(2010年7月29日)

したがいまして、その国民の理解を得なければならないと、そういう観点からやはり**合理化できるものは合理化して必要なものはお願いをすると、こういうことを考えざるを得ない**ということをごさいまして、**そういう観点からこの司法修習生の給費というのは、戦後に導入されましたけれども、現在の時代においてなおこれが維持できるかどうかという点については、国民の方々の反応はかなり厳しいという状況**をごさいまして、やむなくこの制度は断念をせざるを得ないと、こういうことになったわけをごさいます」

つまり、司法制度改革にともなって、法科大学院制度や裁判員制度などがスタートし、それにともなって費用がかかるので、合理化するところがないと国民の理解が得られないので、合理化する部分として司法修習生の給費制が選ばれた、こういう説明なのです。

### (3) 給費制廃止によって得られる「合理化」の内容とは

では、「合理化」したとして、実際にはいかにほどの効果が得られているのでしょうか。この点につき、司法予算全体の解析から見ていきましょう。

#### ① 司法予算額の実際と司法修習生に関する予算額

平成21年度の裁判所予算額は、3423億6047万1000円です。

このうち司法修習生の給与として予算化されている金額は、108億9491万9000円です。裁判所予算の1%は34億円余ですから、裁判所予算全体の3%程度という計算になります。

前記の108億円というのは、前年度からの司法修習生への給与を含む費用なので、1年に養成する司法修習生の給与ということで分析的に検討すれば次のようになります。

平成16年の裁判所法改正当時、司法修習生の給与は手当を除けば20万2900円であると答弁がなされていました。当時は1200人で、1年半修習でした。賞与は半期に2カ月分出ていましたから、入所した年の6月に1カ月分、12月に2カ月分、翌年の6月に2カ月分、そして司法修習終了時に1カ月分の合計6カ月分が出ていたとして計算すると、1年半の司法修習に給付されていた金額は合計53億5656万円となります。

その後、平成16年改正の際の議論に3000人の増員とされていたように、その後、法曹人口大増員の方針が実行されてきましたが、現実には、年間2200人超まで合格者が増員されてきたということです。そこで2200人をすべて修習期間1年の新司法修習生として、年間合計約4カ月分の賞与が支給されると仮定して計算すると、給与総額は71億4208万

円となります。つまり、現在のペースで増員が進められるとした場合、1年間に司法修習生にかかる予算額は、71億円なのです。

## ② 予算額の削減幅

裁判所は、平成22年度では、3231億7849万6000円の予算要求を出しています。裁判所全体で200億円の予算減額です。この平成22年度から、給費制を廃止する予定とされていますが、前年度からの継続でまだ給費制の残る期があることもあってか、給費制をなくすことによる予算の減額幅は、39億円余です。

また、貸与制にすることで、貸与するための原資自体は必要です。そのため裁判所は、修習資金貸与金という予算項目を新たに設け、ここでの予算要求は、26億8500万円です。39億円余の予算減といっても、26億円の貸し付けが行われれば、単年度では13億円の減額しかない、という評価をすることもできます。もちろん26億円はあとで返却されるお金ではありますが、この償還は5年間猶予され、その後10年かけての返還をされることになっています。

こうしてみると、「財政的に国民の理解を得るために」というにすれば、得られる絶対的な減額幅がそう大きくなく、また、償還の期間を考えると、単年度で出ていくお金としては非常に小さな減額しかもたらさないものということがわかります。

## ③ 予算の実態からいえること

前記に指摘したように、裁判所の予算全体からみれば、司法修習生の給与の占める割合は、3%程度に過ぎません。1年2200人の法曹を養成するための費用ということで分析すれば、2%程度に過ぎないのです。

そして、給費制をなくすということで、平成22年度で実際に減額できた幅は1%に過ぎません。

司法修習生にかかる予算額(71億円)は、政党助成金として政党に交付されているお金320億円からみればその4分の1でおつりがくる程度の規模であり、法的義務のない米軍への「思いやり予算」年間約1900億円のわずかに4%弱に過ぎない金額です。

この程度の規模のお金を、果たして「ケチる」必要があるのでしょうか？ 「合理化」といっても、単年度ベースで見れば、財政の体質転換にはほんのわずかの影響しかもたらさない転換が、国民に理解を得るための「合理化」といえるのでしょうか？

#### (4) 司法予算全体がそもそも十分でないことに問題がある

話はややそれますが、前記の裁判所の予算全体が、そもそも十分なものといえるのか、という点にも若干触れておきます。

前記の通り、平成21年度の場合、裁判所予算額は、3423億6047万1000円です。

この点、国の平成21年度予算は、歳出額の合計で88兆5480億円、国債費、地方交付税交付金などを除く一般歳出で見ても51兆7310億円で、歳出額合計から見ると、0.4%程度に過ぎません。

つまり、裁判所の予算自体が国家予算に占める割合は著しく小さいのです。これは、憲法で三つの権力の一つとされ、また、私たちの権利の実現を担う組織として果たして十分といえるのでしょうか。

たとえば、少々データが古いのですが、愛媛県弁護士会の集計によれば、昭和40年から平成11年までの期間について、その年度に新たに提起された民事事件（新受事件）の増加の割合と、同じ期間についての裁判官の増員の割合を比べるために、昭和40年の数を「1.0」として、その後の増減の推移を検討してみると、民事の訴訟事件は、昭和40年と比べると、平成11年には2倍近くに増えていますが、裁判官の数は2割弱しか増えていません。そして、平成13年度の裁判所の予算額は、3200億円、今とあまり変わりありません。

法律家の増員をいうのなら、そして裁判員制度もスタートして費用もかかるというのなら、そもそも裁判所も、検察庁も、十分な人的増員措置がはかられるべきであり、そのためにも予算は抜本的に増額されるべきでしょう。予算規模自体を小さなものにしたまま、裁判官の増員などはからず、その前提で法律家全体の増員もはかる、裁判員制度も行う、といういわば「狭い枠」を設定しておいて、今あるパイのうちのいずれかを「合理化」する、というのは、議論そのものがねじれているのではないのでしょうか。国民が、法曹人口の増



司法修習生の給費制の維持を求める仙台集会 (2010年7月3日)

員も裁判員制度も必要だというのなら、そして裁判所での事件数が増加している現状に照らせば、それらにともなって予算措置も抜本的に拡充するというのが問題の解決の筋道であり、今ある予算のどこかを削るしかない、という話ではないのではないのでしょうか。

#### (5) 法曹人口増員や裁判員制度でお金がかかるのだから司法予算のどこかを削るべきというのは正しいか

司法予算全体が伸びると、国家予算全体に対する圧迫が増えるのでそのような選択はできない、という考え方もあるでしょう。

しかし、裁判員制度も、法曹人口増員も、そのときの国の方針としてその導入が必要であり、そのために費用がかかるということであるならば、そのためにかかる費用の増加は必要不可欠であるはずで、必要不可欠なことがあり、かつ、予算にかぎりがあるのであれば、それは、国家予算全体による見直しを通じて、別のムダを省いていくという作業を通じて、全体として調和をはかるべきです。つまり、国家予算全体で使われている諸費用との比較において、司法修習生の給費制度が価値の低いものであり、したがってこれを削るという判断がなされてはじめて、司法修習生の給費制廃止は、「合理化」といえるものとなります。

そのような作業がなされたのかといえば違います。

前記の提案理由は、あくまでも、「裁判所費用」という裁判所にかかる費用の狭い枠組みの中でどこを合理化するかという思考に基づいて発想されたものです。官庁間で一定の予算枠組みの前提があってその予算を取り合う世界では当然の発想なのかもしれませんが、私たち国民がその枠組みに拘束される謂われはありません。「国費のここのほうがムダではないか」ということを堂々と指摘すべきなのです。

私たちは、たとえば、そのようなムダとして、米軍への「思いやり予算」を上げたいと思います。前記にも指摘のとおり、この思いやり予算は、法的には何の根拠もありません。この根拠なきお金が、年間1900億円も投じられて、さらに増加傾向にあるのです。このお金のわずか4%を振り替えるだけで、給費制を存続することは可能なのです。

## (6) 財政厳しき折、給費制については止めるべきだと言ったのは誰か

### 国民がそのような認識か

そうはいつでも、現在のわが国の財政は、史上最大の国債発行となっており、とにかくどのような分野の問題であれ、ムダを削減するという発想は必要ではないのか、それ自体どれほど小さな削減でも、そうした削減の積み重ねこそ必要ではないか、という意見もあるかもしれません。

しかし、国民は、真にそのような発想をして、給費制を削るべきだと言ったのでしょうか？ 給費制という制度がなぜ取られてきたのか、その理由を検証し、その理由は現在では有用性を失っているといった国民の意見はどこかに存在するのでしょうか？ そうした国民の意見を資料として示す、給費制に関する世論調査がなされたことはあったのでしょうか？ 政府は何らかのそのような統計をもっているのでしょうか？

このような国民の意見の存否は、実は国会の議論でも問題になっており、政府は、こうした資料は存在しないことを認めています。つまり、「司法修習生に給与を与えるのはムダ」と国民が考えているという根拠資料は、まったく存在しないのです。

では、提案者は、どんな根拠資料に基づいて、「国民の理解が得られない」と言ったのでしょうか。

この点については、前記の参議院法務委員会での討議を通じ、まず、財務省であることははっきりしています。山崎審議官は、「財政制度等審議会ではそのようなご意見があったということはそのとおりでございます」と述べ、財務省から指摘されたことを認めています。

次に、山崎審議官は、「国民の理解が得られない」とした理由として、司法制度改革審議会における委員たちの大勢がその意見であったことを述べています。

しかし、彼らは、国民の代表といえる人たちなののでしょうか？ また、給費制の意義が現在では低まっているということ、どれだけ真摯に検討した上で、必要ないという意見を述べたのでしょうか？

平成15年12月9日に開催された司法制度改革推進本部法曹養成検討会での議事録によると、次のような議論がなされています。

○ そうだとすると、貸与制が適当なのか、貸与制の具体的内容はどうあるべきか、給費制を一部でも残すべきなのかという議論の前提として、司法修習生が法科大学院を経ることによってどの程度の経済的負担を負うかということが未確定のまま議論することになる。法科大学院に対する財政支援の推移や、今後の司法修習生の経済状態がどうなるかを待つことは不可能なのか。これらは予算が決まらなければ分からないから、予算が決まった後に貸与制の問題を議論すべきではないか。

○ その意見には反対である。給費制の在り方の見直しについては、これから法曹人口が3000人に増加するという前提に立った上で、かぎりある財源の中で、法曹養成のプロセスにかかる全費用を合理的に配分するとの観点から議論すべきである。貸与制もやむなしというべきである。

つまりここでの議論は、法科大学院制度によって学生がどの程度の経済的負担を負うのかといった具体的事実に関する検証を抜きにして、「3000人に増加するから、費用を合理的に配分する」という、実に短絡的な意見で給費制見直しが議論されているのです。これが、提案者が錦の御旗にしている、「国民の声」なるものの正体です。

ちなみに、この会合の参加者の氏名と地位は、次のとおりです（敬称略、いずれも地位は、検討会委員、当時）。

田中 成明座長 —— 法学者  
今田 幸子 —— 研究者  
加藤新太郎 —— 裁判官  
川野辺充子 —— 検 事  
川端 和治 —— 弁護士  
木村 孟 —— 工学者  
タニエル・フット —— 法学者  
永井 和之 —— 法学者  
牧野 和夫 —— 弁護士  
諸石 光熙 —— 弁護士

このように、委員のメンバーは実務法曹か学者です。

労働者や自営業者、実際に裁判に関わった経験のある市民など、一般の国民の代表といえる人物はほとんどいないのです。

このような顔ぶれで、具体的なデータにも基づかないで発言された声が、「国民の声」といえるのでしょうか？ それは違うのではないのでしょうか。

## (7) 国費で必要な人材を育てる例はほかにもあるではないか

わが国では、国の中で一定の役割を果たす人を国費で育てる例があります。

たとえば、研修医の例。研修医には、かねてから長時間の過酷な労働の対価として月額数万円程度の「奨学金」が支払われるに過ぎず、生活費を当直などのアルバイトに依存せざるを得なかったという問題がありました。新しい臨床研修制度は2004年4月1日にスタートし、幅広い診療能力の習得を目的として、2年間の臨床研修を義務化するとともに、適正な給与の支給と研修中のアルバイトの禁止などが定められました。2004年度の研修医の平均給与(年収)は365万円となり、2003年度の265万円から約100万の増加を見せ、なかでも大学附属病院で204万円から318万円へと114万円の大幅増となりました。

この研修医に対する給与保障は、司法修習制度を参考にしたとされており、公共性ある仕事をする者の養成に対して国がいかにあるべきかを示したものとと言えます。

こうした事例と比べても、司法修習生だけが抜き出されて給与を与えられないということに合理性があるといえるのでしょうか？

## (8) 小 括

以上から見ても、給費制を廃止する理由は非常に乏しいものであることがわかります。

### 3、貸与制度の害悪は何か

#### (1) 害悪 1 — 受益者負担論による使命の喪失

この点については、前記の参議院法務委員会で大門実紀史参議院議員が質問の中で、次のように述べているのが的確です。

「公的な、弁護士になろうが裁判官になろうが検察官になろうが公的な、社会の公的な使命があるんだよと。だから、国民の皆さんが苦しい中で、皆さんを司法修習で勉強させるために、専念させるためにお金をを出しているんだよと。この、もう最初の段階でのインプットをするという大変大きな効果があったと」

つまり、給費制によって、税金で生活を支えられ、その生活を通じて、いかに法律家が社会全体に対して崇高な使命を帯びているかを学ぶ。ほかならぬ社会から養われることで、法律家の社会に対する使命というものを、司法修習生に理解をさせることに、給費制が役立つ。給費制が、法律家としての使命を、司法修習生により具体的に肌身に通じて理解してもらおうツールとして、有益であったということなのです。

しかし、これが「貸与」ということになると、司法修習生は、司法修習中の生活費用を、自分のために「貸与」してもらおう、ということになります。つまり、貸与制度は、司法修習生自身のための制度となるのです。司法修習という制度によって受益する、司法修習生自身の生活を成り立たせるためのツールが、「貸与制」ということなのです。

この公的な使命を果たすために司法修習生に給費するという考え方と、司法修習による受益をする司法修習生が自分のために貸与を受けるというあり方の違いは、単に返す必要のあるお金かそうでないかということ以上の意味をもちます。法律家が誰のために働くのかという点で、社会に対する公的な使命をもって働くということから、自分自身のために働くということへ、考え方の転換が起きてしまうと考えられるのです。

このように、貸与制度への転換は、法律家にその「公的な使命」を失わせかねない意味をもっているのです。

## (2) 害悪2 — インセンティブとして、国民の人権に対する活動に背を向けさせる

日本弁護士連合会が実施した第63期司法修習生に対するアンケート(1528サンプル)によれば、法科大学院での奨学金を利用した経験のある者は783名で全体の51.24%、その平均貸与金額は、318万8000円であり、最高額では1200万円の貸与額となっています。

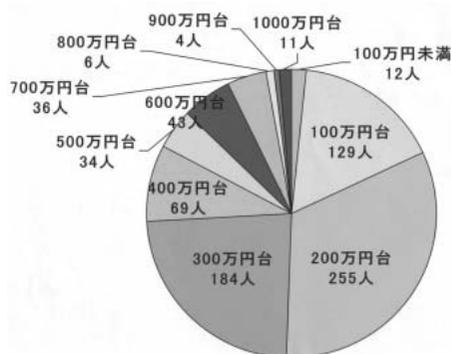
こうした法科大学院などでの借財を背負ったまま、司法修習に入った者が生活資金のため、貸与を受けると、こうした者が法律家になるころには、1000万円程度の借財を背負った状態になることが容易に想定されます。

このような法律家が、仕事をする際に、どのような仕事の仕方をするようになるでしょうか。果たして法律家として、社会の公的な使命を果たす仕事の仕方ができるのでしょうか。

法律家としての使命は、給費制によるのみ教えられることではありませんので、仕事の仕方として、経済的に割に合わない仕事を、法律家がしなくなるということではもちろんありません。しかし、借財の少ない、つまり経済的に憂いのない法律家と、そうでない者として、自分の仕事の仕方のインセンティブとして、公的な使命を果たすことにどれだけ重い比重をかけることができるのか、ということを考えれば、より経済的に憂いのない法律家のほうが、社会的に使命を帯びた仕事に参加しやすいことは否定できないと考えられます。

日本弁護士連合会の事前研修(2009年11月19日、20日)のアンケート結果に基づく。

アンケート回答数 1528名  
 貸付制の奨学金や教育ローンを  
 利用していない 721名(47.19%)  
 利用していた 807名(52.81%)  
 有効回答数 783名(総額表示のある回答)  
 最低奨学金総額……50万円  
 最高奨学金総額……1200万円  
 平均奨学金総額……318万8千円



パンフレット「司法修習生に対する給費制の存続を！」  
 (日本弁護士連合会)より

## 4、現在設計されている貸与制度がもたらす害悪

現在、最高裁判所が設計している貸与制度が実施された場合、現実に司法修習生や、その親族などに具体的な打撃、被害がもたらされることにもなります。

まず、貸与金の支給を受ける司法修習生は国に対し二人の保証人を立てなければなりません。この保証人には、資力要件が課されているため、単純に両親二人を保証人にする事ができるわけでもありません。保証人となってくれる人を手当てできない司法修習生は貸与を受けることすらできないということにもなりかねません。この制度は、金銭的に余裕のある者しか法律家になることができないかのような制度になっています。

保証人がみつからない場合、最高裁判所が指定する金融機関を指定保証機関とすることはできますが、この点では現在指定保証機関としてオリエントコーポレーションの名前が登場しており、オリエントコーポレーションが保証した場合の利息はすでに2.1%とフォーマット上明記されています。貸与制度は、金融機関にとっての新たな儲け口になっているのです。

また、両親などが保証人を引き受ける場合も、それ自体被害ということができそうです。両親などにしてみれば、司法修習生が一人出ると、最大で300万円弱もの負債を保証という形で背負わされることになるのです。家族総出で返済に汲々とする、そんな状態が生み出されてしまうのです。

## 終わりに

この冊子を読んでいただいた方は、果たしてこのまま貸与制としてしまってよいのか、大きな問題があることをおわかりいただけたのではないのでしょうか。

私たちは、私たちの社会の発展のために、真に社会に使命を果たす法律家をこれまで以上に多数養成するために、給費制を存続させるべきだと考えます。

このままでは給費を受けられなくなる、これからの法律家をめざす皆さんに、この問題のひどさをわかってほしいと思います。被害者は、なによりもまず皆さんののです。まやかしの理由で、経済力をもたない者は、家族共々借財を背負わされてただ働きを求められ、法律家としての公的な使命を伝えられる道の一つ奪われるのです。私たちは、給費制存続

のためにできる活動をしていきたいと思います。皆さんには、私たちとともにできることはなにか、考えてほしいと思います。

多くの市民の皆さんにも、給費制存続のためのご協力をお願いしたいと考えます。社会的な使命を十分に学ぶ道の一つ閉ざされ、経済的に苦境に立たされた法律家が生まれるもとで、法律家が十分に公共のための仕事ができないことになったら、被害を受けるのは国民です。この点では、被害者は国民の皆さんなのです。私たちとともに、給費制存続のために、ぜひ、お力をお貸し下さい。

## 資料

**裁判所法**（昭和22年4月16日法律第59号）

### 第三章 司法修習生

**第66条（採用）** 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

○2 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

**第67条（修習・試験）** 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

○2 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

○3 第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

**裁判所法**（平成16年法律第163号による改正後）

**第67条（修習・試験）** 司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

○2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

○3 前項に定めるもののほか、第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

**第67条の2（修習資金の貸与等）** 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- 2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- 3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条の規定は、適用しない。
- 4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

**附 則**（平成16年12月10日法律第163号）抄

**（施行期日）**

- 1 この法律は、平成22年11月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。